

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 30 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

一括定額運賃、変動迎車料金の実施状況の報告について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通知したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 30 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一括定額運賃、変動迎車料金の実施状況の報告について

今般、一括定額運賃、変動迎車料金の運用ルールを策定したところですが、各制度の実施状況を把握するため、それらを実施する一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 3 条第 1 項に基づき、下記のとおり、実施状況を管轄する地方運輸局長等に報告等することとする。

なお、本取り扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

また、報告の内容・時期・回数については、適宜見直すこととする。

記

【一括定額運賃】

- ・ 当面の間、一括定額運賃の実施開始後、3 ヶ月経過する毎に、それまでの期間の実施状況を報告すること。
- ・ 報告にあたっては、別紙 1 を参考とすること。
- ・ 報告内容を踏まえ、より詳細なデータや資料を求める場合があるため、一括定額運賃に係るデータや資料については、少なくとも 3 年間保存しておくこと。

【変動迎車料金】

- ・ 当面の間、変動迎車料金の実施開始後、3 ヶ月経過する毎に、それまでの期間の実施状況を報告すること。
- ・ 報告にあたっては、別紙 2 を参考とすること。
- ・ 報告内容を踏まえ、より詳細なデータや資料を求める場合があるため、変動迎車料金に係るデータや資料については、少なくとも 3 年間保存しておくこと。

一括定額運賃の実施状況

事業者名 〇〇タクシー(株)

(例)

実施期間	申請時の積算根拠	輸送実績					備 考
		利用回数 (回)	利用者数 (人)	運賃総額 (円)	1回当たりの 運賃額(円)	1人当たりの 運賃額(円)	
2020.12.1～ 2021.2.28	・ 自宅⇄病院を乗降地に限定 ・ 回数を20回に制限 ・ 割引率は1割 ・ 5万4千円を一括支払 [1回当たりの想定運賃(3千円)×20回×1割引]	1,600	100	5,400,000	3,375	54,000	

(※)利用者からの声などがある場合には、「備考」に記載する。

変動迎車料金の実施状況

事業者名 〇〇タクシー(株)

実施期間	輸送実績			基準料金額 (円)	備 考
	利用回数 (回)	料金総額 (円)	1回当たりの料金額 (円)		
(例) 2020.12.1～2021.2.28	1,000	420,000	420	420	

(※)利用者からの声などがある場合には、「備考」に記載する。